

## ○事業系有料ごみ処理券の事業者名は記入するの？

必ず記入してください。

自ら排出したごみに責任を持つとともに、無記名処理券の盗難を防止するため、必ずお店や会社の名前、屋号などを記入してください。



## ○適正に排出しているのに残されてしまった！

適正に排出していると思っていても、区では収集できない場合があります。主なものは以下のとおりです。

- 1 液状、粉末、顆粒状のものが混入している場合は収集できません。
- 2 他区の実業系有料ごみ処理券や、料金改定前の古い実業系有料ごみ処理券を貼っている場合は、収集できません。大田区が発行する新しい処理券を購入のうえ出し直してください。
- 3 1辺の長さが30cmを超えるものは、集積所に排出できません。廃棄物処理業の許可業者に処理を依頼してください。
- 4 廃油等が付着した金属くずや、プラスチック製造・加工業から排出される廃プラスチックは区では収集しません。産業廃棄物処理許可業者に収集を依頼してください。

## ○ごみを排出するうえで注意することは？

- 1 必ず、資源・可燃ごみ・不燃ごみに分別し、実業系有料ごみ処理券を貼り、種類ごとに決められた日の午前8時までに排出してください。
- 2 生ごみ等は、水分をよく切ってから排出してください。水切りが十分にされていないと収集する際、ごみが圧縮され、水分を含んだ生ごみ等が飛散することがあります。

## ○適正な排出が困難な場合は？

夜間の排出や多量排出等になる場合は、廃棄物処理の許可業者と契約し、処理をしてください。許可業者は大田区のホームページで確認できます。集積所への夜間の排出はカラス被害や悪臭の原因になり、多量排出等は家庭ごみ収集の妨げになるので行わないでください。

※1回に出せる実業系ごみの量は50kg未満で、45L袋の場合は5袋までになります。

その他、疑問・質問等ございましたら、右記へお問い合わせください。



### <問合せ先>

大田区環境清掃部  
清掃事業課許可指導係  
(JR 蒲田駅より徒歩1分)

〒144-8621  
大田区蒲田5-13-14 大田区役所本庁舎8階  
TEL 03-5744-1629

## 不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄(未遂を含む)は、5年以下の懲役か1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金、もしくはこの両方が科せられます。

# 大田区の事業者の皆様へ

## ～区の収集にごみ・資源を出される場合～

**令和5年10月に実業系有料ごみ処理券の金額を改定しました。料金改定前のごみ処理券は令和5年11月以降使用できませんので、ご注意ください。**

処理券は4種類あります。使用する袋の容量、容器の場合は排出量にあわせて購入してください。

### 【令和5年10月改定後料金表】

種類	セット枚数	金額
小 10L	1セット10枚	870円
中 20L	1セット10枚	1,740円
大 45L	1セット10枚	3,910円
特大70L (軽量ごみ専用)	1セット5枚	3,045円



清掃車と作業員のイラスト  
「令和5年10月改定」表示あり

### 【令和5年9月販売終了】

使用期限：令和5年10月31日  
差額交換(差額支払により新券と交換)受付中



清掃車イラストのみ  
「平成29年10月改定」表示あり

※上記以外の処理券については差額交換・還付(払戻し)はできません。

※差額交換及び還付の受付場所

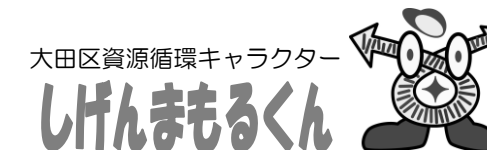
- ・各清掃事務所、区役所本庁舎内の清掃事業課
- (コンビニエンスストア等の有料ごみ処理券取扱所では差額交換及び還付はできません。)

## 事業者の皆様から排出されるごみの処理につきましては、廃棄物処理業者と契約して処理していただくことが原則です！

大田区が収集・運搬するごみや資源は、家庭から排出される廃棄物を対象としています。実業系ごみの収集は、家庭ごみの処理に支障がない範囲で行っています。

区の収集にごみを出されている事業者の方は、廃棄物処理の許可業者への収集に切替えをお願いいたします。許可業者は大田区のホームページにてご確認いただけます。

本内容をご理解いただき、適切にごみ処理を行うようご協力をお願いいたします。



# 事業系ごみを適正に排出するために

## ○「事業系ごみ」とは？

通常の家庭生活から発生する「家庭ごみ」以外のごみは全て『事業系ごみ』です。店舗・事務所・作業場所等で事業活動そのものから出たごみはもちろんのこと、従業員の方が休憩中に飲食した弁当がらや、缶・ペットボトル等も事業系です。また、福祉・教育・医療等の公共サービスに関する事業や非営利法人・宗教法人・各種組合、自治会・イベント等の活動から出たごみも事業系ごみとなります。

## ○「事業系ごみ」の処理について

「事業系ごみ」は事業者自らが責任を持って適正に処理（廃棄物処理の許可業者への処理委託契約等）することが義務付けられています。区の収集は家庭ごみを対象としており、事業系ごみの収集は家庭ごみの処理に支障のない範囲で行っています。個人事業者・小規模店舗等については、区の分別・排出ルールに従い、「事業系有料ごみ処理券」を適正に貼付していただくことを条件に、区がごみ処理を行います。



## ○事業所と自宅が一緒の場合は？

「事業系ごみ」と「家庭ごみ」は別々の袋（容器）に入れて排出してください。同一の袋（容器）に入れて排出した場合は、「事業系ごみ」と判断します。

## ○事業系有料ごみ処理券の販売所は？

「大田区有料ごみ処理券取扱所」の標識のある店舗・コンビニエンスストア・スーパーマーケット・清掃事務所で購入できます。

※作業中・巡回中の清掃職員からは購入できません。

## ○どの事業系有料ごみ処理券を貼ったらよいか？

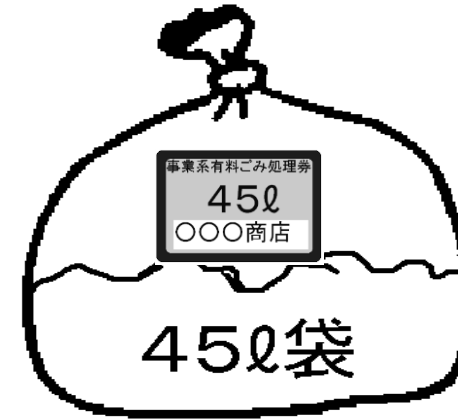
適正容量の判断が難しい物について、代表的な物を掲載します。

- ◆一斗缶（中は空の状態にしてください。）  
2缶につき10Lの処理券になります。3～4缶で20Lの処理券となります。
- ◆蛍光灯  
120cmの蛍光灯は5本で10Lの処理券になります。120cmを超えるものは区では収集できません。販売店・業者にご相談ください。

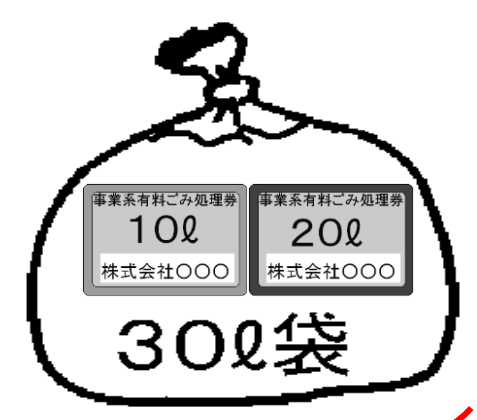
## ○事業系有料ごみ処理券の選び方・貼り方は？

- ▼袋で排出する場合は、ごみの量ではなく袋の容量にあった処理券を選んでください。
- ▼袋の容量に見合った処理券がない場合は、2枚以上組み合わせて選んでください。
- ▼容器で排出する場合は、中のごみ容量に合わせて処理券を選んでください。
- ▼新聞・雑誌・段ボール・紙パックは、品目別にひもで縛り、高さや枚数により処理券を選んでください。
- ▼びん・かん・ペットボトル・食品トレイ・発泡スチロールは品目別に袋に入れ、袋の容量にあった処理券を選んでください。

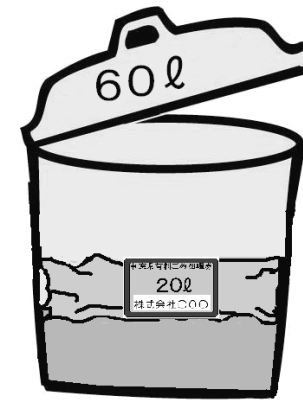
袋の半分にごみが入っている場合  
⇒袋の容量の処理券を選ぶ



30Lの袋を使用の場合  
⇒10Lと20Lの処理券を選ぶ



ごみ処理券には、事業者名を記入のうえ、袋上部の見やすいところに貼ってください。



60Lの容器（容量表示あり）に20L分のごみが入っている場合  
⇒20Lの処理券を選ぶ

中のごみ量に見合ったごみ処理券を新聞紙等に貼り、ごみの上に置いて排出してください。ごみ処理券には、必ず事業者名を記入してください。

- ただし、容器に容量表示がなく、ごみ量の判断が困難なとき
- ・容器の半分以上の場合→容器容量の処理券を選ぶ
  - ・容器の半分に満たない場合→容器容量の半分の処理券を選ぶ

## ○新聞（4つ折、A4サイズ）・雑誌・紙パック

⇒高さ10cmにつき10Lの処理券を選ぶ

## ○段ボール

⇒みかん箱の大きさを基準に2枚につき10Lの処理券を選ぶ

